

2021年3月23日

JCAA 会員の皆様へ

一般社団法人日本商事仲裁協会

法律・貿易実務相談業務の運営見直しにつきまして

平素より当協会の活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下、2020年度は途中から従来の対面による相談方式に加えて、電話やウェブ会議方式も実施させていただきましたが、ウェブ会議での利用が多くなっている状況を踏まえ、相談者のさらなる利便性向上を目的としまして、2021年4月1日からは以下の通り運営の見直しをさせていただきます。皆様のご利用をお待ちしております。

1. 本業務の JCAA 担当窓口は東京本部の広報部に一元化します。
2. 相談の区分は、これまでどおり、国際契約・国際取引法律相談、中国・台湾・インド法律相談、貿易実務相談です。中国相談については、これまで香港とマカオを除外していましたが、今年度より、香港の法律相談も対応が可能となりました。
3. 法律相談については、相談者が相談したい相談員を指名できるものとします。但し、指名がない場合は、JCAA が相談内容に応じて相談員に割り振ることとします。
4. 相談形式は相談者が対面、電話、ウェブ会議方式の3つの中から引き続き選択できるものとしますが、原則、ウェブ会議方式で行うこととし、相談員が相談者にウェブ会議のための招待 URL をお送り致します。対面による場合には、原則、相談員の事務所で行い、電話による場合には相談者が相談員にお電話をしていただくことをお願い致します。
5. 相談日時は、JCAA が相談者と相談員のご都合を聞いた上で調整を行います。これに伴い、事前の年間相談日時の設定は取りやめとさせていただきます。
6. 相談案件1件の所要時間は、これまで通り1時間以内でお願い致します。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

(お問い合わせ & ご予約)
日本商事仲裁協会 (JCAA)
東京本部 広報部 西村
03-5280-5181
nishimura@jcaa.or.jp